

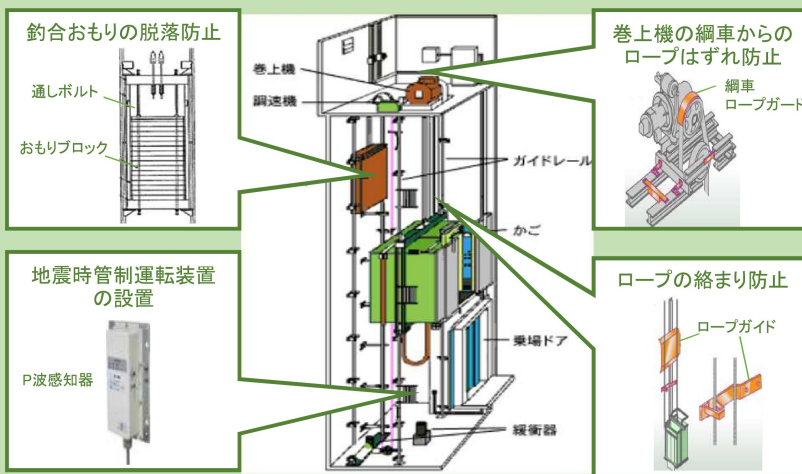
建物の所有者・管理者の皆様へ

あなたの建物のエレベーターの地震対策は 大丈夫ですか？

地震によるエレベーターの閉じ込めや故障のおそれを軽減するために、
「エレベーターの地震対策」を実施しましょう

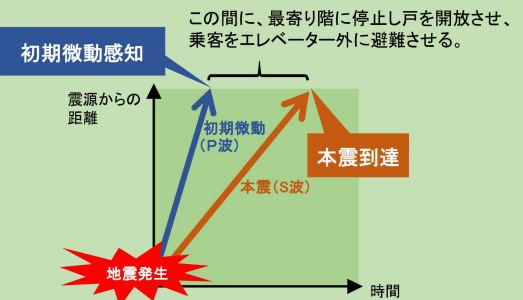
◆エレベーターの地震対策とは？

＜エレベーター各部の地震対策の例＞



「地震時管制運転装置」とは

地震発生時の初期の微動（P波）を感知し、本震（S波）が到達する前に、かごを最寄りの階に停止し、戸を開放する装置で、利用者の閉じ込めを防ぎます。



平成17年の千葉県北西部地震や平成23年の東日本大震災等を受け、上記のようなエレベーターの地震対策を実施することが義務付けられています。義務付け以前に設置されたエレベーターには、対策実施の義務はありませんが、エレベーターの安全性確保のために、地震対策の積極的な実施をお願いいたします。

地震対策の具体的な改修方法、改修期間、改修費用等については、エレベーターの製造業者、保守点検業者にご相談ください。

◆安全マークの表示制度

エレベーターに「地震時管制運転装置」が設置されていることを利用者が認識できるように、設置済みであることをマークで表示する任意の制度です。

本制度に関する詳細については、以下にお問合せください。
一般社団法人建築性能基準推進協会
電話：03-3513-7561 WEB：<http://www.seinokyo.jp/>



地震時管制運転装置設置済みマーク

◆エレベーターの安全対策に関するお問合せ先

四日市市都市整備部建築指導課

電話：059-354-8208

FAX：059-354-8404

E-mail：kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp